

# 労働者協同組合法案要綱

## 第2次案

### 第1部 労働者協同組合法案の趣旨説明

1. 大量生産・大量消費・輸出依存型の成長を長きにわたって続けてきた日本経済は、現在、大きな転換期にさしかかり、一部に「回復の兆し」が言われるものの、なお長期不況を抜け出すには至っていません。生産拠点の海外移転、および情報技術の利用による企業の「リストラ」＝中間管理職・ホワイトカラーの削減を通じて、若者たちを含めた、かつてない失業情勢が広がり、地域の経済社会基盤も脅かされています。その上に労働者の多数を不安定労働の下に再編する、「日本的経営」の変容が図られていることは重大です。

公式の失業統計の背後にある、もともと企業の雇用対象から除外された高齢者や女性、障害者など、仕事を求める膨大な人々の存在を無視することはできません。

労働者保護の新しい枠組みを創り出すとともに、雇用労働以外の方法による就労機会の創出とその制度的・政策的支援が検討されるべき時期に来ているものと確信します。

2. 他方では、そうした時代状況を背景に、働く人々自身が協同して人と地域に役立つ仕事をおこす意欲と実践が、「労働者協同組合」、「ワーカーズ・コレクティブ」、「ワーカーズ・コープ」などの形態をとって、さらに「高齢者協同組合」や障害者の仕事おこし、農業労働の協同化と農村の再生、文化・教育の協同事業などの形で、日本社会の中にかつてない高まりを見せ始めています。

この実践の中から、「協同で出資し、事業を計画し運営して、人間的な発達を進めて、よい仕事に高める」新しい協同組合のあり方が次第に明確にされ、その内容を豊富にしてきました。本法案要綱は、そうした実践を踏まえて、これを新たな制度に高め、「地域づくり・仕事おこし」を社会的に促進することを目的として提案するものです。

3. 世界的にも、大量失業・雇用不安と、労働の人間化への欲求の広がりを背景に、労働者協同組合が着実な成長を遂げて、各国政府やILOなどの期待を集めています。とくにヨーロッパで、法制的・政策的な位置づけも得て、就労機会の創出と地域の再生を結ぶ「社会的経済」の中核として労働者協同組合が発展していることが注目されます。

4. ところが日本では、協同組合法制が「労働の協同組合」を欠落させており、仕事おこしを願う人々が、それにふさわしい法的な手がかりを見出せないまま来ました。次善の策として「中小企業等協同組合法」の「企業組合」が一部で利用されてきましたが、企業組合は「営利企業的色彩が濃厚な」小規模の事業形態として位置づけられ、税制上の優遇もなく、「連帯による仕事おこし」を保証する制度とはなっていません。

5. 以上の意味から、私たちは、協同の新たな必要性と理念、原則にもとづく、労働者協同組合法の制定を強く要請するものであります。

本プロジェクトは、この法の主要な効果と目的を、次のように考えます。

第1に、自らは生産手段を所有せず、自己の労働によって生活を支える者（広義の労働者）が、協同で出資し、民主主義的に企業を管理することによって、仕事を連帯的に確保する協同組合に対して、法人格を付与することです。

第2に、労働者が企業の所有と管理、労働を統一的に担うことによって、憲法にうたわれた生存権、勤労権、幸福追求権を「仕事をおこす権利」「働きながら学び発達する権利」として具体化することを保障することです。

第3に、労働者のこうした積極的な協同の自助努力による「地域づくり・仕事おこし」を、税制や政策面から助成する道をひらくことです。

さらに第4に、時代が求める「多元的経済社会」の形成の一つの糸口とすることです。今日、営利企業が主導してきた大量生産・大量消費・大量廃棄の産業分野がさまざまな面から限界を迎える一方で、営利にはなじまないが、生命と生活の充実、地域の「持続可能な発展」に役立つ事業・産業領域への社会的要求が強まっています。そして、これを担う上でふさわしい質を備えた「非営利・協同セクター」が経済社会の中でしかるべき位置を占め、労働の担い手がそこに集まり、既存の企業や政府と共存し関係し合う「多元的経済社会」への移行が期待されているものと思われます。

労働者協同組合が、そうした時代の課題に対する一つの応答であることをご理解いただき、そのための法の制定をご支援いただくことを、心から願います。